

平成27年度

第4回草津市立認定こども園園名等選定委員会 会議録

■日時：

平成27年11月13日（金）10時00分～12時30分

■場所：

草津市役所 8階大会議室

■出席委員：

青木委員、小泉委員、小崎委員、高内委員、深田委員、前畑委員、山本委員、吉田委員

■欠席委員：

米村委員

■関係人：

第五保育所 遠藤所長、笠縫東幼稚園 福井園長

■事務局：

子ども子育て推進室 高岡室長、川那邊副参事、林中主任

■傍聴者：

なし

1. 開会

2. 議事

(1) 園章・園歌（歌詞）の選定方法について

【事務局】

<資料1について説明>

【A委員】

2番までの歌詞も応募されていたが、3番までではなかったか。

【事務局】

募集要項は、「3番まで」とのみ記載しており、幼稚園には2番までの園歌もあるため、2番までの作品を除外することはできないと考えている。それを踏まえ、委員会で意見を伺い、最終的に判断したい。

【委員長】

事務局から説明のあった選定要領に基づき、選定を行うということによろしいか。

～一同承認～

【委員長】

では、選定方法については、選定要領のとおりとする。

(2) (仮称) 笠縫東こども園の園章について

【事務局】

<園章使用例について説明>

【委員長】

封筒に掲載されているスマイリーはどのように活用しているのか。

【笠縫東幼稚園 園長】

35周年の時に作られたキャラクターで、園章に並ぶものとして載せている。

【委員長】

使用頻度は、どちらが多いか。

【笠縫東幼稚園 園長】

スマイリーは着ぐるみもあり、キャラクターとしての登場回数は多い。

【A委員】

子どものシャツなどに、園章は使用されているのか。

【笠縫東幼稚園 園長】

園によっては、園章が入っている所もある。幼稚園は、様々な学区から通われるため、あえて園章を入れていないところの方が多い。

～各委員の投票結果を取りまとめ、事務局にて集計～

●集計結果発表

1位 No. 1

2位 No. 2

No. 40

No. 41

5位 No. 8

【B委員】

笠縫東小学校の隣に幼稚園があるが、遠目で見ると、小学校はわかるが、幼稚園は小さいこともあり、わかりにくい。そういった利用を考えると、可愛らしい顔の絵と、シンプルなもののどちらが良いか悩む。また、PTAの役員に意見を聞いてみたところ、No. 1と40の作品を希望する声が多くあった。

【委員長】

それは、見やすいからか。

【B委員】

全員の意見を聞いてはいるが、「1～5位までに挙げるならばどれが良いか」と聞いたところ、No. 1、2、40の3作品が上位に挙がった。遠目で見たとときのイメージが大事なのではと感じた。

【C委員】

複雑なものは、せっかくのデザインが見えなくなるので、体操服などにプリントされると考えると、簡単で見やすいものが良い。また、資料のように近くで見ると、遠目で見るとは違うと感じた。

【D委員】

デザインにスマイリーの要素も入っていて良いと感じたが、小さくなることを考えると、どうなるのかとも思う。園章としては、シンプルな方が良い。

【E委員】

漢字の作品はひとつもなかったため、漢字が入るとどのようになるかという思いもある。シンプルな方が良いと思い、基本的に文字で選ばせていただいた。

【F委員】

シンプルなものが良いと思い作品を選んだ。スマイリーがいるため、キャラクターが複数になるのはどうかと思い、NO. 1などは避けた。しかし、スマイリーに見えるのであればあっても良い。

【A委員】

No. 1は、すぐに子どものイメージが浮かび、子どもが見たときに良いと感じた。また、説明に子どもの「子」と笠縫東の「か」を入れているとあったので、これを選んだ。また、NO. 2は、チューリップの形で悩んだ。

【委員長】

絵と文字・記号ではどちらが良いか。

【A委員】

やはり絵が良い。

【G委員】

まず、英語は子どもにわからないと思われるため除外し、地名もしくは学校名に近いものは可とした。「こども」という言葉に関するものは、今後を考えると、どのこども園にも共通する言葉であり、募集要項の「親しみ」、「歴史」という点からも異なると感じたため、すべて省き、スマイリーや地域属性に関するものから選択した。

【委員長】

私は、子どもが描いたものを選定の基準とし、スマイリーなどを選択したが、旗になることを考えるとNo. 1はすぐこども園とわかると感じた。NO. 40は、婦人服のブランドロゴに似ていると感じたので避けた。

【G委員】

手書き作品が候補に挙がっていない。手書きとデジタルでは、差が出るため、同じ作品でもデザイナー等が作れば候補となる可能性があると思われる。デジタルになったら、候補に選ばれるのか、それともやはり除外なのか。

【B委員】

もう少し手直しが入るとイメージも変わると感じ、私も選択時に迷った。園章は、入園式の時に壇上にあるイメージなので、キャラクターのように崩されているのは、どうかと感じた。

【G委員】

資料作成時に、切り抜いて加工されているが、作品の全体はどのようになっているのか。デジタルで余白もすべて取り作られているものもある。一方で、子どもにはそれができないので、見劣りする部分もあるが、みなさんにはどのように映っているのか。

【委員長】

No. 3の作品は、意図的に外枠が欠けるように作成され、全体のデザインとなっている。子どもの作品は、そこまで考えられていない。外枠の範囲までをデザインとするのか、考えなければならない。仮に外枠を変更したデザインを選定するのなら、外枠の著作権が関連することとなる。

【事務局】

枠の中のみを応募いただいた作品が多数あるが、外枠とあわせなければ、イメージが変わってしまうため、事務局にて枠内に貼り付けている。貼り付けの際に外枠が欠けているが、その状態で応募された訳ではない。また、手書き作品については、次回の委員会で可能な限りデジタル加工をしたものを提案できればと思うので、その点についても御議論いただきたい。

【G委員】

私はデジタルになったと考え、選択した。

【委員長】

デジタルになれば、子どもの作品も候補にあがると思われる。例えばNo. 30は、「みんなが笑ってられるように」という思いで描かれている。加工されれば、子どもは親しみを感じるかもしれない。手書き作品も1点候補に入れてはいかかか。

【G委員】

矢橋ふたばこども園の園章と条件が異なるので、考えるときに偏りが出てはいけないと思った。矢橋ふたばこども園には、枠がないので、デザインの幅も広がっている。

【委員長】

手書き作品も候補に入れるということによろしいか。

【G委員】

手書きのものだけの順位は出せるか。

【委員長】

募集要項では、手書きも可としており、選定時にデジタルのみを対象とする議論は相応しくないため、手書き作品も候補とすると良い。手書きのみの順位を出すということだが、集計方法はあるか。

【事務局】

少し時間をいただきたい。

【B委員】

例えばNO. 3や12の作品など、濃淡が付いている部分があるが、どうなのか。濃淡の部分が一色になると、印象が変わり、同じものをモチーフした作品は似てくると思われる。

【事務局】

手書き作品の上位3位だが、いずれも一人の方に選んでいただいております、全体で9位、12位、15位の作品となる。

【委員長】

5つの候補を選ぶとして、この手書きの3作品から1つを選ぶというのはいかかか。

【G委員】

確認したところ、私の選択した作品ばかりであり、公平性に欠けると思われるため、手書き作品を候補とする提案は、取りやめさせていただきたい。

【委員長】

手書き作品を候補のひとつとして良いと考えているが、改めて皆さんから意見をいただきたい。

【E委員】

手書き作品がどのようになるのかイメージが湧かない。

【委員長】

デジタル加工されたときのイメージがわからないと思われるが、子どもの作品等はコンセプトも併せて候補としてはいかがか。既に候補となっている作品と重複するものは除外し、候補とする作品があれば挙げていただきたい。コンセプトでは、NO. 33の「生徒みんなで男女関係なく支え合い、助け合っってすばらしい学校にしてほしい」という思いの「助け合っってほしい」、「男女関係なく」という点が良いと思う。

【B委員】

園旗となった時に、園章に名前が入っていると、さらに下に園名が入り、文字が重なるので、シンプルな方が良い。

【委員長】

手書き作品で候補があれば挙げていただきたい。

【G委員】

私は、NO. 19が良い。手書きのため、葉の形がこのようになっているが、描けばいろいろな形になる。

【A委員】

著作権の流用にならなければ、NO. 25のスマイリーが、みんなが親しんでいるデザインであるので良い。

【委員長】

著作権はどうなっているか。

【笠縫東幼稚園 園長】

職員が考えたものをPTAの方に加工していただいたので、著作権は園に帰属すると思われるが、確認する。3位に選ばれている作品もスマイリーの顔に似ている。スマイリーの帽子にも意味があり、4クラスなので4色になっている。今度は6クラスになるので、線を5本入れる予定。帽子にも、そこについている花にも意味があり作られている。

【B委員】

そのデザインであれば、NO. 18もある。

【G委員】

No. 18、22、45がある。

【笠縫東幼稚園 園長】

No. 25もそうである。

【委員長】

著作権が問題なければNo. 25が良いということによろしいか。

【A委員】

No. 25が良い。

【G委員】

クラス数にあわせて、帽子の色を変更するときにはどこかへ届け出ているのか。

【笠縫東幼稚園 園長】

2年前にできたばかりでもあり、届出は行っていない。

【B委員】

スマイリーは、園章ではなく園のマスコットキャラクターとして、PTAでも運動会のTシャツにプリントするなどの活用しており、柔らかい印象である。それが、卒園式の幕のフォーマルなものとしてあるのは、どうかと感じる。

【A委員】

柔らかすぎるとのことか。

【B委員】

入学式や卒園式のエンブレムとして出てくるのは違う。

【委員長】

園章はフォーマル、スマイリーはカジュアルということか。

【B委員】

マスコットのゆるキャラである。あまりにも外枠が硬いので、そのあたりの崩し加減が、難しい。

【F委員】

手書きでは、NO. 33が良い。NO. 19は矢橋ふたばこども園と重複するのではないか。あえて選択しているのか。

【G委員】

重複している点は、構わないと考えている。

【F委員】

人の部分もデジタル化すれば変わるのではないかと考え選択した。

【D委員】

平仮名の「こ」をモチーフにした作品がいくつかあるが、デジタル化するとどのようになるのか、イメージがわからない。NO. 8のように「こ」を中に入れる作品があっても良いのではないか。そこから靴や、男の子や女の子で表現するという変化があれば。

【委員長】

「こ」を表現する作品という意見であった。その他の委員はいかがか。

【C委員】

手書き作品には、手書きの良さがあり、デジタル化すればその良さが無くなってしまうものと思わる。あえて選ばなくても良いのでは。

【B委員】

手書き作品も良い。私にはデジタル化されたイメージが付きにくい。絵が描かれているが、目の中が白いものとそうでないもの、濃淡がどのようになるのか、エンブレムが欠けているものと、そうでないもの等それぞれ違ってくる。

【委員長】

応募時に手書き作品も受付け、選考の対象とするとしていたが、選ぶとなると、やはりデジタル化されたものが見やすいという委員会の意見となっている。手書き作品がいくつか候補に挙げられているが、これも含めて5作品を候補にするということではいかがか。

【事務局】

最終的に最優秀賞、優秀賞を併せて3作品選定いただくことになるが、著作権の問題が発生した場合に3作品では対応できないため、5作品を選択するとした。上位5作品までを選択し、委員からの希望があれば追加を挙げることも可能である。

【委員長】

では、8作品の候補から、次回3作品を選定するというだけでも良いか。

【事務局】

先ほど、手書きの良さがあるという意見があったが、手書き作品は、デザイン化した方が良いか。

【委員長】

できればデザイン化が行われた方が良い。既にデジタル化された作品は、おそらくそのまま使えるが、手書き作品はどのように使われるのかわからない。次回までにデジタル化されたものを見せていただいた方が、選考がより公平になる。

【事務局】

あくまでもデザイン化であり、線を曲げる等の加工は一切せず、手書き作品をそのままデザインするという処理であれば可能かと思われる。

【F委員】

先ほど、「あえて手書きで選ぶなら」として作品を選択した。実際には、事前に自分で選んだ1～5位があり、手書き作品を1つ入れるのであれば、私の選択した作品を除いていただいて構わない。

【G委員】

最終的に、手書き作品もデジタル化されることを想定してみなさんが選択されたのかを聞くため、先ほどの質問をした。手書き作品を入れることは、意図しておらず、デジタル化も想定して選択された結果であれば上位1～5位までの作品で構わない。

【A委員】

私は、デジタル化も想定していた。

【委員長】

今回は、候補を挙げるのみであったため、柔軟にあげることを優先し、コンセプトと子どもが見たときにどのように感じるかを重視し、デジタル化した時のイメージはあまり考慮しなかった。個人的には手書き作品も候補とした方が良いと思うが、上位1～5位までを候補とする意見が多数あるので、5位までの中から、次回3作品を選定するというところでよろしいか。

～一同承認～

●候補作品

No. 1

No. 2

No. 8

No. 40

No. 41

(2) (仮称) 矢橋ふたばこども園の園章について

【委員長】

こちら手書き作品が多いが、デジタル化されるということを考慮いただきたい。

～各委員の投票結果を取りまとめ、事務局にて集計～

●集計結果発表

1位 No. 7

2位 No. 25

3位 No. 10

3位 No. 12

3位 No. 13

【B委員】

「ふたば」と「顔」が入っている作品が可愛いイメージがあった。

【C委員】

「ふたば」をイメージして選択した。特に、1位となったNo. 7の作品は、最初に見てこれが良いと感じた。

【D委員】

No. 10のように「や」をモチーフにしたイラスト的ではない作品は、園章とするときに、どのようになるのかという思いはある。だからといって捨てがたかったという思いもある。NO. 13は、可愛らしく、矢橋もわかるので良いと思う。

【E委員】

私は、園章なので、マークという視点で選ばせていただいた。上位には挙がっていないが、No. 21は、マークとして全体的なイメージで選択した。他には、No. 4を選択した。

【A委員】

私も同じものを選択した。

【F委員】

私も同じである。園章ということで、かっちりしたものを選択した。No. 7を3位に選択し、「ふたば」、「太陽」、「虹」があり、矢橋の「Y」の字になっているのでNo. 12を1位とした。

【A委員】

シンプルさと、可愛らしく子どものイメージが出る作品を選択した。最初はNO. 7、25を選んだが、No. 7は少しごちゃごちゃしていると感じたので、よりシンプルなNo. 25に決定した。同様に、No. 13も良いが、少し複雑すぎると感じたため、No. 4、21を選択した。

【G委員】

難しかった。自分の選択した作品も上位に入っているが、園章ではなくロゴになっている。今回、園章の意味を調べたが、作品は園章ではなく、ロゴになっている。

【委員長】

園章とロゴの違いは何か。

【G委員】

明確な違いはないが、硬さがあると捉えている。しかし、デザインで見ると、私も現在選択されているようになった。気になったのは、NO. 23は4名が選択しているが、順位が低く6位となっている。選択者数はある程度いるが、順位の低いものがあり、そちらの方が印象は良いのかもしれない。

【委員長】

園章とは何かという意見があったが、格式的なものから、子ども向けの、子どもが親しみを得られるものへと変化しており、時代の変化と、子ども観の変遷などを感じる。先ほど意見のあったように、スマイリーと園章があるフォーマル・カジュアルの使い分けから、カジュアル・カジュアルへとなるのではないかと、作品を見ると感じる。私は、NO. 12がマークとして良いと選択した。また、No. 13は滋賀県らしいと感じたが、確かにメッセージが多いように感じる。

【B委員】

No. 21は柔らかさと硬さがうまくマッチし、「こ」という文字も合っているので、私も悩んだが、双葉の後ろのデザインが細かく、白黒の2色となったときのイメージが付かなかつたため、省いた。

【委員長】

白抜きの部分もあるため、白黒にしたときに作品の良さが出ない可能性もある。

【B委員】

遠目で見ると、No. 13は琵琶湖とも海とも見え、双葉の部分が桃太郎のようにも思える。そう思うとNo. 23の方が、矢橋の「や」がうまく表現されており、笑顔も可愛いので良い。また、園にキャラクターがないので、No. 4や25であればそのままキャラクターとして使える。

【C委員】

No. 4の作品は、あおばな茶のキャラクターに似ていないか。

【G委員】

どこかにいそうなデザインである。

【B委員】

NO. 30もうまく平仮名の「や」を使っているので良いと思う。

【委員長】

確かにうまく使われているが、濃淡がありどのようになるのかと思う。この作品は手書きのようだ。

【事務局】

手で描き、塗りつぶして作られている。

【G委員】

イメージが強い。シンボル、ロゴ、イメージのどれとして考えるのが良いか。

【委員長】

園章として考えていただきたい。

【G委員】

ならば、シンボル、エンブレムとして考えれば良い。

【委員長】

しかし、先ほどお伝えしたように、エンブレムの概念が変化している。昔は、家紋のように、硬く格式高いものであった。最近ではロゴ化しており、候補作品もそのようなものが多く、その中から選択することになる。

【G委員】

いつもデザインを見るときには、デザインは隠し、思いだけを先に読むようにしている。メッセージを見たときにNo. 9は、とても良いと感じたが、今回はデザインではないので、私自身も選択しなかったし、選ばれなかった。

【委員長】

デザインとしては、非常に優れているが、エンブレムとしては相応しくないのではないかとということ
でよろしいか。

【G委員】

その通りである。同様に考えるのなら、No. 30は矢橋の「や」から派生していると思われるが、「や」
をイメージする理由がない。その点は一体的に考慮しなければならないと考えている。

【委員長】

具象的な作品と、抽象的な作品があり、具象的な作品が選ばれやすいという傾向がある。

【G委員】

現在選ばれているものにも、その傾向がある。

【委員長】

しかし、一般的にもその傾向にある

【委員長】

私立園では、抽象的なデザインで、園舎もホテルのような外観のところがあるが、市の施設であるの
で、あまりそぐわない。エンブレムによって園の中の雰囲気も変わってくる。

【G委員】

No. 31も伝えたい思いはとても強く、理解できるが、園章としてはどうか。

【委員長】

これまでの議論では、「濃淡がいきた作品はエンブレムとなったときにどのような雰囲気になるのか」、
そして、「どこかで見たものと似ているのは避けた方が良い」という意見が出ていた。

【A委員】

No. 4は、矢橋ふたばこども園のキャラクターとしても良い。

【委員長】

笠縫東こども園のスマイリーのように、園章ではなく、キャラクターとしても良いかもしれない。ま
た、上位を占めているものは、愛らしく見やすい。幼稚園では、玄関や旗等で使われていることも踏ま
えて、候補を検討していきたい。No. 13は、少しごちゃごちゃしていると感じたので、候補から外
したいと思うが、よろしいか。また、No. 21は、濃淡があり、わかりにくくなるのではという意見
があった。

【G委員】

No. 12は、Wi-Fiのマークに見える。

【委員長】

「虹」と「双葉」ということだが、他にも似たデザインでNo. 11、No. 17がある。

【B委員】

私は、No. 11と迷ったが、葉の形がNo. 12の方が良いと思い選んだ。そう思うとNo. 17
の方が良いかもしれない。

【委員長】

すべての作品に顔が入ることになるため、顔のない作品も候補としたい。

【E委員】

No. 17は、髭のおじさんに見える。

【委員長】

候補は4作品でも構わないか。

【事務局】

著作権の問題を考慮し、できれば5作品選んでいただきたい。

【G委員】

既に挙がっているが、No. 30はどうか。

【A委員】

No. 11の方が良いのでは。

【G委員】

No. 11の方が良い。

【B委員】

笑顔がなく、硬いものと考え、作品の見方が変わってくるが、No. 2はどうか。

【委員長】

No. 2は格好いい。

【B委員】

No. 40は手書きだが、デジタル加工されると変わるのではないか。

【委員長】

「顔があるものは、選んだ人の思いと、いろいろな人の見え方が異なることが多い」と教えられたことがある。そういったことを考えると、顔がデザインされた作品が、普遍的なマークとして相応しいか考えなければならない。時代が変わり、子どもの見方が変化しても同じような価値をもつものと考え、No. 2、30、40のような作品も交えて候補としたいと思うが、いかがか。

【B委員】

先ほどNo. 13を除くと意見があったが、琵琶湖のイメージを出すのであればNo. 26を代わりに候補としてはどうか。

【事務局】

各委員の投票で決定し、5作品を選んでいただいたので、似た作品は除いていただいても構わないが、その他の作品については、候補として残し、他の作品を追加いただいてはどうか。現在挙げている作品すべてを、候補としていただいても構わない。

【G委員】

1位、2位が投票により選ばれているが、似ているという理由でどちらかを候補から除外すると、追加されたそれより下の順位の作品から最優秀賞と優秀賞を選ぶことになり、公平、公正な観点からはいかがなものかを感じる。投票で選ばれた5位までは残し、それに追加してはどうか。

【委員長】

似た作品も含め、5位までは残し、1作品を加えるということか。

【G委員】

追加するのは構わない。

【委員長】

現在、挙がっている作品をすべて入れて、次回その中から選ぶのか。

【事務局】

この後、次回の選定方法について、説明させていただくが、老上西小学校では、投票で園章を10作品に、校歌は5作品まで絞られた。

【委員長】

先ほど様々なコンセプトについて、顔のあるもの、顔がないもの等の意見があったが次回資料にまとめることは可能か。それとも、候補の作品が、当日出てきて選ぶ形になるか。

【事務局】

今回の委員会終了後、候補作品を資料にまとめて送付し、次回までに検討いただくよう考えている。

【委員長】

では、資料でお願いしたい。現在、12作品挙がっているが、候補としてよろしいか。

【事務局】

Wi-Fiのマークに関連して、3作品挙がっているが、同じ作者が応募されている。すべて候補とするか、1作品に絞るか議論いただきたい。

【G委員】

No. 12は残すことが決定している。No. 11、17は、No. 12に似ているため候補に挙がっており、必要か議論がいる。

【C委員】

No. 17は口の部分が髭に見えてくる。

【委員長】

No. 12はもともとの5位に入っているため、その他のNo. 11、17は外してよろしいか。

～一同承認～

【C委員】

No. 26は、遠目で見ると筍に見える。

【F委員】

私も見える。

【C委員】

遠目では、はっきり波、船、双葉とわからない。

【F委員】

私も悩んだ。

【G委員】

私は、4位に選んでいる。

【C委員】

資料では感じなかった。

【G委員】

双葉の中で唯一、種類が違う。

【委員長】

良いと感じる方も何名かおられるので、候補として残し、次回、改めて見てはいかがか。

【G委員】

コーヒーにデザインされたシンボルマークに似ている。

【F委員】

確かに、そちらに近いのかもしれない。

【委員長】

では、これらの作品を園章の候補とさせていただくことでよろしいか。

～一同承認～

●候補作品

No. 2

No. 7

No. 10

No. 12

No. 13

No. 23

No. 25

No. 26

No. 30

No. 40

(3) (仮称) 矢橋ふたばこども園の園歌について

～各委員の投票結果を取りまとめ、事務局にて集計～

●集計結果発表

1位 No. 1

2位 No. 19

3位 No. 37

4位 No. 7

4位 No. 15

4位 No. 29

【B委員】

歌詞に読み仮名がふられているが、「やばし」なのか、「やばせ」なのか。

【A委員】

そのまま読めば「やばし」だが、町名は「やばせ」である。

【B委員】

例えば、No. 2は「ここはやばしふたばこども園」となっているが、「やばせ」なのであろうか。

【A委員】

そこは読み替えても良いのでは。

【委員長】

まず始めに、子どもたちが園歌を歌う様子を知っていただくため、参考に笠縫東幼稚園の園歌をお聞きいただきたい。

～笠縫東幼稚園園歌の視聴～

【A委員】

いまの園歌は、1番だけか。

【笠縫東幼稚園 園長】

1番だけです。歌詞にすると5行ほどである。

【A委員】

1番だけでも結構長く感じた。

【委員長】

初めに幼児が歌いやすいものなど、助言があればお伺いしたい。

【D委員】

子どもが普段使う言葉、普通にしゃべれる言葉でなければ難しい。例えば、「知恵」や「十禅寺川」といった言葉は知らないなので、歌えないと思われ、作品が多数あったが、まず省く候補となる。また、すべて平仮名でわかりやすい言葉が、園児にも読めて良い。

【委員長】

事務局より、作曲について説明いただきたい。

【事務局】

作曲者は、現在決定していないが、幼稚園や幼児教育関連の作曲経験者への依頼を検討している。作曲についても、募集要項に記載しているとおり、「子どもが歌いやすい」ものであることは変わらず、「明るく、親しみやすい」「感情豊か」などに配慮していきたいと、事務局としては考えている。

【D委員】

子どもたちが歌うには、3番まですべて歌詞が変わってしまうものは覚えにくい。ある節は同じ歌詞で、その後ろに違う言葉があるという形が1～3番で揃っている歌詞や、園歌なので、最後に学校名が出てくるものが多いという印象であるので、そのあたりも考えると良い。

【G委員】

わかりやすいものを選んだ。投票結果を見ると、1～3位は選択者数も4、5名と、ある程度の人数が選択しているので、あとは専門家の意見によると思う。

【A委員】

なるべく優しい言葉を使っているものというのは当然だが、「矢橋ふたばこども園」という名前が1番、2番の歌詞の最後にあるものを選んだ。子どもが成長していくので、1番、2番、3番とだんだん未来に向って希望のある歌詞があれば、それを選んだ。

【F委員】

専門的なことはわからないが、子どもが歌っていたら感動すると思い、メッセージ性があるNo. 14を1位にした。

【A委員】

4位に挙がっているNo. 7の「だいすき せんせい おともだち だいすき みんなの こどもえん」という歌詞に感動し、選んだ。

【E委員】

No. 1をパッと見たときに、「これが良い」という印象であった。先ほどおっしゃった簡単な言葉づかいと、「矢橋ふたばこども園」が1、2、3番にあり園歌はこのようなものが多いと感じた。「これが

良い」と思うと、後はなかなか良いものが浮かんでこない。

【D委員】

一般的に子どもらしく良いという歌詞も沢山あったが、園歌ということで、「矢橋ふたばこども園」という園名もそうであるが、「琵琶湖」、「比叡の山」などその土地柄からの風景が見えるような歌詞を選ぼうと思った。

【C委員】

子どもが歌いやすい、簡単な言葉の歌詞が良いと思ったが、少し難しい歌詞なら聞いたことがなく、反対に覚えたいと思う子もいるのではないかと感じた。例えば、No. 29の「水を清める」は、子どもが普段使わない言葉だが、大人になってから意味がわかる歌詞でも良いのではないかと思った。

【B委員】

「琵琶湖」、「比叡山」、「矢橋ふたばこども園」という歌詞が入っているものが良いと思った。また、「Yeah Yeah Yeah」や「GO GO GO」といった歌詞が入っているものも良いかと思ったが、あえて外し選択した。No. 19が一番シンプルで言葉の反復もあり、子どもにとって覚えやすいと思う。

【委員長】

「比叡山」や「琵琶湖」など滋賀県の自然に縁のあるものが良いと感じた。また、掛け声は、リズムに乗って歌うのか、それとも軽すぎるのか、最近の園歌の傾向としてはどうか。

【笠縫東幼稚園 園長】

最近の園歌をあまり知らないが、大抵、何年目かの節目に作られている。笠縫東幼稚園でも10年目のときに園歌が作られ、園章はさらに後の平成に入ってから作成された。

【委員長】

最近、園歌を作られたことがないということか。

【笠縫東幼稚園 園長】

設立されてから早い時期に作られているところが多いので、あまりカジュアルな歌詞は聞いたことがない。先日、守山の小津こども園で、歌われているのを聞いたが、やはり子どもたちが歌いやすく、こんな風に育ってほしいという願いが、子どもにもわかりやすい言葉ではっきりと書いていたように思う。作詞はあまり、ポップス的でない方が良いと思う。

【D委員】

「GO」や「Yeah」といった歌詞は、自然と声が出てくる場合もあるが、それがたくさんあると歌にならず叫びになってしまう恐れがある。また、園歌としては、あまり相応しくない。

【第五保育所 所長】

歌に込める思いがあると思うが、「ふたばこども園」という園名が決まった意味があると思う。特に、子どもたちには、繋がりを大事にしようとか、そういった思いが園ではいっぱいあり、「笑顔いっぱい」、「みんな友だち」など言葉が、園歌に入っているとわかりやすく、子どもと一緒に歌っていける。『こんなに楽しい園だよ』ということが広がるといいな」という思いがある。先ほどおっしゃっていただいたように、同じ言葉が繰り返され、覚えやすい節、そういう歌詞が良い。難しい言葉では駄目だと思う。園歌には思いがこもっていくと良いと園としては思う。

【A委員】

そういう意味ではNo. 19の「かわいいふたばに ささやくよ 夢にむかってすくすくと」というこの部分だけが「かわいいふたばに…」とあり、他にはなかったと思うので、良いと感じた。

【委員長】

園名を決定するときに、「園歌の歌詞には、子どもの育ちに対する願いがこもっている方が良いのでは」という予備的な議論を行った。そういった点では、No. 19は当てはまる。

【G委員】

資料で気になったので、質問だが、歌詞に「シーソー ブランコ」とあるが、実際にあるのか。

【第五保育所 所長】

実際にはない。

【G委員】

本当かわからない歌詞があり、嘘を書いてはいけないと思うので、消去法的な部分も必要かと思った。私は、No. 34を1位にしたが、歌詞には「みどりの丘の」という部分があり、おそらく丘はないだろうと思いながら、選択した。曲にそういったものが入っているとよろしくない。

【委員長】

省く作業もあると思うが、1～5位にある中で、あれば除外するという形でよろしいか。

【笠縫東幼稚園 園長】

No. 7の歌詞は、子どもたちにとってわかりやすく良いと思うが、先ほどCDを聞いていただいたように、1番しか歌わないときもあるため、1、2、3番のすべてに園名が入っている方が良い。

【委員長】

No. 1はいかがか。歌詞には「ふたばのようにのびようよ」、「そだとうよ」「かがやくよ」と入っており、特に問題はないと思われる。2位のNo. 19はいかがか。

【A委員】

特に問題はない。

【事務局】

先ほどのNo. 7についてだが、園名が最後の3番にしか出てこないが、1番、2番の歌詞についても一部の修正を行うことは、募集要項に記載しており、可能である。

【G委員】

No. 7の「だいすき せんせい おともだち」という部分は、先生も友だちも大好きという意味であると思われるが、最初に見たときにはどちらのことか、わかりにくかった。「せんせい」と「おともだち」を繋げて読んだため、「せんせい」が「ともだち」という意味だと捉えた。

【委員長】

曲で切れ目があれば変わるとと思われる。

【A委員】

おそらく「だいすきせんせい」、「だいすきおともだち」という意味であろう。

【D委員】

曲の付け方によっては、そのように捉えられる付け方もある。

【委員長】

No. 19は、1番の歌詞にある「学ぼうよ」のフレーズが幼児教育の観点から気にかかる。

【A委員】

硬いということか。

【委員長】

「学び」は「学習」と結びつくが、遊びや環境を通して学ぶことが幼児教育の主眼と捉えたと、「学び」という言葉は小学校以降の学習と結びつくように感じる。1番にこの歌詞がくるのは、幼児教育の趣旨

からするといかがなものか。2番の「遊ぼうよ」と順序を入れ替えた方が良い。3位のNo. 37はいかがか。

【A委員】

良いのではないか。

【D委員】

「みんな みんな」と「たのしいな」というフレーズが1、2、3番にある。どこかに同じフレーズがあるのは、とても覚えやすい。

【委員長】

その他にNo. 15、29はいかがか。

【A委員】

No. 15は、字余りの部分がある。

【D委員】

一節が繋がっており、長い。子どもたちの歌は、わかる方が歌いやすく、一節が長いと歌いにくい。

【G委員】

例えば、上位に入っていないが、No. 30はひとつのフレーズを3つに区切っている。こういった短いフレーズの方が子どもは歌いやすいか。

【D委員】

ふたつくらい言葉が繋がり「～して、～して」という節になると子どもは歌いにくい。

【委員長】

No. 29はいかがか。園名も最後にあり、「帰帆島」や「宿場町」、「びわの湖」といった言葉も入っているが、子どもが歌いやすいかどうかという点がある。

【B委員】

ひとつ気になったのは、草津市が今後も市であり続けるのかという点である。合併して区になることもあり得るのでは、ないか。

【D委員】

「今は住みよい」という点も気になる。

【委員長】

「今」ではなく、昔からという思いがある。候補としては、挙げておきたいが。「大名行列」や「宿場町」などの部分は、どのように歌うのだろうか。

【A委員】

歴史を無理やり入れた感じを受ける。

【G委員】

「むかしは」となっている。

【B委員】

「今も」であろう。

【D委員】

子どもが楽しく歌う園歌という感じではない。

【G委員】

演歌のように感じる。

【委員長】

No. 29はどうするか。

【E委員】

あまり幼稚園児が歌うものではない。

【委員長】

では、候補から外してよいか。

【事務局】

今回は、投票していただき、あくまでも案を決めるだけであり、今日の議論を踏まえ、最終的に、省くかは次回決定いただいても構わない。

【委員長】

次回候補に挙がっていると再びこの作品はどうなのかという議論になってしまうので、今日の議論で園児が歌うには相応しくないということであれば、外した方が良いでしょう。

【事務局】

明らかに園歌として不適當であれば、外すことも考えられる。今日の議論を踏まえて、次の議論の中でということであれば、次回でも可能である。少なくとも候補として5作品は選定いただきたいと考えている。また、その他にこれだけはという作品があれば付け加えることになる。

【委員長】

では、幅を持たせる形でいかがか。他にこれまでの議論を踏まえ、何かあれば意見をいただきたい。もしなければこの6作品で候補としたい。

～一同承認～

●候補作品

No. 1

No. 7

No. 15

No. 19

No. 29

No. 37

【委員長】

ここで事務局より最終的な選定の方法について御説明いただきたい。

～参考資料配布～

【事務局】

最終の議決は、委員の過半数の同意が必要となり、最優秀賞、優秀賞について、ひとつずつ過半数をとり決定する方法もあるが、老上西小学校の事例でも、かなり時間がかかったと聞いている。今回、投票を行っていただいたので、次回も当日同じように投票を行い、得票数の高いものから順に最優秀賞、優秀賞と議決をとる方法が一番良いのではないかと思うので、提案させていただく。最終決定の投票は当日、出席委員のみで実施すると考えている。

【G委員】

同点の場合はどうなるのか。

【事務局】

同点の場合は再度、投票を行う。9名なので、同点の場合には、委員長の決するところによるとなる。

【G委員】

投票には、委員長は入っているのか。

【事務局】

投票には委員長も入っている。同点になった場合に、委員長のおられるところに決定することになる。

【G委員】

点数が同じで投票者数が異なる場合があるが、その場合はどちらを優先するのか。委員長が選択していない作品が並んだ場合には、再度、投票が必要だと思われるが、どのように行うのか。

【事務局】

投票結果により順位を付け、それぞれ1位、2位がその作品で良いか議決をとる。例えば3位が2作品となった場合には、改めてどちらが良いか投票を行うが、委員は9名であるため、どちらかに決定すると思われる。

【G委員】

点数で投票するとおそらく同点となると思われる。

【事務局】

点数で投票いただいた後に、その結果で良いか委員全員に確認いただく。

【B委員】

No. 1の歌詞に「きんもくせい」とあるが、なぜ「きんもくせい」でなければならないのか。

【事務局】

金木犀は、草津市の木である。

【B委員】

なぜこれが出てきたのかわからず、園児にとっては桜の方が良いのではと感じていたが、わかった。

【委員長】

では、本日選定した候補の中から、次回、最優秀賞、優秀賞を決定したいと思う。次回まで1カ月程度あるので、熟慮いただきたい。

3. 閉会

【事務局】

本日、審議いただいた内容を踏まえ、次回の第5回で決定いただきたい。それまでに、今日選定いただいた内容については、開催通知と併せて送付させていただくので、それぞれ検討いただき、団体の意見も聞いていただくようお願いしたい。次回は12月18日（金）午前10時から5階の502会議室での開催を予定している。大変お忙しいとは思いますが、出席をお願いしたい。